

## 経営評価書 注記

### <財務分析指標>

・法人の財務状況の傾向を把握するため、主要な財務に係る指標を、下記の表のとおり設定している。

#### <公益法人>

財務分析指標	算出方法
正味財産比率	正味財産/資産計
経常比率	経常収益/経常費用
総資産当期経常増減率	当期経常増減額/資産計
県財政関与率	県補助金・受託事業収入、減免額等の計/経常収益
補助金収入率	補助金収入/経常収益
受託等収入率	受託等収入/経常収益
管理費比率	管理費/経常費用
人件費比率	人件費/経常費用
流動比率	流動資産/流動負債
借入金比率	借入金残高/資産計

#### <株式会社・特別法法人>

財務分析指標	算出方法
自己資本比率	純資産/資産計
総資産経常利益率	経常利益/資産計
県財政関与率	県補助金・受託事業収入、減免額等の計/売上高
総資産回転率	売上高/資産計
売上高経常利益率	経常利益/売上高
販売管理費比率	販売費・一般管理費/売上高
人件費比率	人件費/売上高
流動比率	流動資産/流動負債
借入金比率	借入金残高/資産計

### <経営評価指標>

#### ◎法人の自己評価

- ・下記の表のとおり、5つの評価項目ごとに、評価の視点、評価区分及び経営評価指標を設定している。
- ・各経営評価指標は、評価区分ごとに設定し、基礎的事項、これまでの点検評価委員会等で論点とされた課題等に関する事項、今後積極的な取組等が期待される事項で構成している。
- ・各経営評価指標について、法人が自己評価し、その結果を、得点率として表示している。

評価項目	評価の視点	評価区分及び経営評価指標数
目的適合性	<p>現時点において、当初の設立目的あるいは公共的・公益的目的に適合した事業を行っているか再確認が必要</p> <p>○ 現在行っている事業と設立当初の目的等が適合しているか。</p> <p>○ 社会経済情勢等の変化に対応するため事業の検証・見直しが行われているか。</p>	1 事業の意義 2 事業の効果 【指標数: 17】
計画性	<p>効率的な法人運営及び健全な経営を維持していくためには、経営資源、外部環境を把握し、計画的に運営していくことが必要</p> <p>○ 自主的・自律的な法人運営を行うための中長期的なビジョン(計画)を有しているか。</p> <p>○ 計画の達成状況等を検証し、適切・迅速に経営改善等が図られる仕組み(PDCAサイクル)となっているか。</p>	1 中期経営計画の策定状況 2 計画と実績の差異分析とその改善 3 計画の見直し 【指標数: 34程度】 ※数値目標の設定数により異なる
組織運営の健全性	<p>出資金等には県の公金が含まれていること等から、より効果的・効率的な組織・財務等における内部管理体制等を確立していくことが必要。</p> <p>○ 自律した事業主体として内部統制等が確立されているか。</p> <p>○ 持続可能な事業運営のために人材育成等が図られているか。</p>	1 内部統制の充実 2 コンプライアンス等の確保 3 情報の公開性 4 人材育成・組織活性化 【指標数: 40】
経営の効率性	<p>持続的・安定的に法人の運営を行うためには、経営環境の変化等に対応しつつ、不斷の経営の効率化に努めていくことが必要。</p> <p>○ 経費の節減、収入確保等が図られているか。</p> <p>○ 人的・物的経営資源が有効活用されているか。</p>	1 適正な人件費水準の確保 2 経費節減の取組(管理費) 3 収入の確保等 【指標数: 27】
財務状況の健全性	<p>持続的・安定的な法人の運営を行うためには、経営基盤を強化し、財務面での健全性を確保していくことが必要。</p> <p>○ 自主財源が確保され、安定的に収益が確保される健全な財務体質であるか。</p> <p>○ 借入金の規模が適正な水準であり、かつ、適正に返済されているか。</p>	1 収支の状況 2 県の財政支援の状況 3 適切な債権管理及び引当金等の計上 4 借入金の適正性 【指標数: 公益法人 19】 【指標数: 株式会社 20】

#### ◎上記についての所管部局の評価

- ・県所管部局として、上記の法人の自己評価及び現状の取組状況等を勘案し、4段階で評価している。
- 〔4段階評価〕 ◎:対応等は良好 ○:概ね対応等は良好 △:一層の対応等が必要 ×:緊急の対応等が必要
- ・評価についての判断理由及び法人に対する意見等を、コメントとして記載している。

### <総合評価>

#### ◎所管部局の評価

- ・県所管部局として、上記評価を総合的に勘案し、4段階で評価している。
- 〔4段階評価〕 A:概ね良好 B:改善の余地あり C:改善措置が必要 D:緊急の改善が必要
- ・評価についての判断理由及び法人に対する意見等を、コメントとして記載している。